

平成20年度第2回

宮城県行政評価委員会政策評価部会

日 時：平成20年8月8日（金曜日）

午前10時00分から

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

平成20年度第2回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日時：平成20年8月8日（金） 午前10時00分から

場所：宮城県庁行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：関田 康慶 委員 長谷川信夫 委員 足立千佳子 委員
安藤 朝夫 委員 宇田川一夫 委員 大滝 精一 委員
濃沼 信夫 委員 小林 豊弘 委員 成田由加里 委員
林 一成 委員 水原 克敏 委員

司 会 定刻となりましたので、ただいまから平成20年度第2回宮城県行政評価委員会政策評価部会を開催いたします。

開会に当たりまして、佐藤企画部長よりごあいさつを申し上げます。

企 画 部 長 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日はお忙しい中、宮城県行政評価委員会政策評価部会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、県政各般におきまして、日ごろ格別のご指導、ご助言を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、6月に今年度の評価原案について行政評価委員会に諮問いたしました。委員の皆様には6月から7月にかけて、専門分野ごとに6つの分科会に分かれてご審議いただいたところでございます。

本年度は、新しい評価制度、すなわち平成19年3月に策定されました宮城の将来ビジョンの体系に基づく政策評価・施策評価の初年度ということで、委員の皆様には相当のご負担をおかけしたのではないかと存じますが、おかげをもちまして全ての政策・施策の評価に関する審議が予定どおり終了いたしましたこと、ここに深く感謝申し上げます。

各分科会におきましては、委員の皆様から専門的な見地や県民の立場から様々なご意見、ご指導を頂いたと聞いております。県といたしましては、頂戴しましたご意見等を十分に踏まえて、今後の県政運営を行ってまいりたいと考えております。

本日は、次第にございますように、平成20年度の県の評価原案に係る各分科会の審議結果を基に、行政評価委員会の答申案についてご審議いただく予定となっております。

答申案がまとまり次第、知事に答申いただき、その後、県においてご意見に対する対応方針及び最終の評価結果を取りまとめることとしております。取りまとめました評価書につきましては、次回の政策評価部会においてご報告させていただく予定でございます。

限られた時間の中ではございますが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

司 会 本日は、関田部会長を初め11名の委員にご出席をいただいております。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たし、会議は有効に成立してお

りますことをご報告申し上げます。

なお、山本委員につきましては、本日所用のため欠席されております。

ここで、お手元のマイクの使用方法について、ご説明申し上げます。議事録作成の都合上、ご発言の際にはマイク右下のスイッチをオンにして、マイクのオレンジ色のランプが点灯いたします。それを確認していただきましてから、お話しいただけますようお願いいたします。

ご発言が終わりましたら、スイッチをオフにいただけますようお願いいたします。お手数をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。関田部会長に議長をお願いいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

関田部会長 おはようございます。どうもありがとうございます。

きょうは、新しいビジョン型の政策・施策評価の審議結果のご報告及び答申案に関するご審議を中心にいただきたいと思っています。オリンピックの開会式もきょうあるそうですけれども、余り関係ありませんが、いずれも中国での最初の開催と、そしてビジョン型の評価の最初の開催という点では、まあ開催つながりで。

それでは、これより議事に入ります。

まず、議事録署名委員をご指名させていただきたいと思っております。前回の第1回部会では、成田委員、林委員をお願いいたしました。今回は、名簿順ですと水原委員、山本委員ということになりますが、山本委員がご欠席ですので、水原委員と長谷川委員をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。よろしくお願い申し上げます。

会議の公開に関してでございます。当会議は通常公開となっております。傍聴の皆様は、本会場に表示しております「宮城県行政評価委員会傍聴要領」に従うようお願いいたします。

また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従って会議の妨げにならないような対応をお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。

まず、議事の(1)の報告事項に関してですが、平成20年度政策評価・施策評価に係る県民意見の聴取について、県民からのいろんな意見の聴取でございますけれども、事務局からご報告をお願いいたします。

行政評価室長 それでは、報告事項、平成20年度の政策評価・施策評価に係る県民意見の聴取について、ご報告を申し上げます。

資料の1をごらん願います。

県民からの意見の聴取につきましては、6月11日に政策・施策評価の基本票を公表いたしまして、この日から7月10日までの30日間、県のホームページや県政だより、ラジオの県政番組等で県民からの意見の提出を呼びかけまして、郵便、ファクシミリ、電子メールで募りましたところ、4のところに記載してございますように、お一人の方から12件のご意見をちょうだいいたしました。意見の内容につきましては、2ページ以降に分野ごとに意見の概要を整理し、記載をしております。

中身としては、意見募集に関するものが3件、県のホームページ、それから県民意識調査に関するものがおのおの1件、基本票に関するものが5件で、政策・施策に関するものが2件でございました。この県民からの意見の聴取結果につきましては、7月25日に県のホームページの方に掲載をし、公表をしております。

この県民意見と当部会からの答申意見を評価に適切に反映をさせまして、検討の上、最終的な評価を行うこととなります。

なお、県民からの意見をどのように勘案し反映したのかという、その反映状況につきましては、評価書の要旨に記載をし、公表することになっております。

以上で報告を終わります。

関田部会長

ありがとうございました。

ただいまのご報告について、何かご意見とかご質問ございますでしょうか。

お一人なんですけれども、かなり詳しく、専門的な対応の視点からいろいろご意見を頂いているんですけれども、一人で何人分かやっております。よろしいでしょうか。じゃあ県の対応でよろしく願いいたします。

引き続きまして、(2)の審議に移りたいと思います。

平成20年度政策評価・施策評価に係る各分科会の審議結果でございます。まず、事務局の方からご説明をお願いいたします。

行政評価室長

それでは、審議の①平成20年度の政策評価・施策評価に係る各分科会の審議結果について、事務局からは、これまでの審議経過、今後の予定、本日の審議の進め方、その3点についてご説明をいたします。

お手元に参考資料として「平成20年度行政評価委員会政策評価部会・各分科会の審議経過及び今後の予定」と書いてあります資料をごらんください。

初めに、これまでの審議経過についてご説明申し上げます。

6月9日に平成20年度の政策評価・施策評価につきまして知事から諮問がなされ、これを受けまして、6月13日に第1回目の政策評価部会を開催いたしております。この部会では、本年度の政策・施策評価の審議の進め方や、各分科会の所属委員及び各分科会で所管をする政策等について、ご審議をいただいております。

その後、6月18日から7月5日まで順次6つの分科会を延べ12回開催し、政策評価・施策評価の基本票を基に、県の評価原案につきましてご審議をいただきました。

各分科会の審議結果につきましては、各委員からご提出をいただきました結果の整理票をもとに、資料の2といたしまして「行政評価委員会政策評価部会 分科会審議結果報告書」として取りまとめてございます。

次に、本日以降の今後の予定についてでございますが、本日も審議をいただきます答申案につきましては、8月中旬ごろに知事に答申をしていただく予定としてございます。この答申を受けまして県では、行政活動の評価に関する条例に基づきまして、答申に対する県の対応方針とこの方針を踏まえた最終評価結果を記載した評価書を作成することとなります。この評価書につ

きましては、11月に開催を予定してございます第3回の政策評価部会でご報告をさせていただきます。

なお、評価書につきましては、今年度から、地方自治法の規定に基づきまして、前年度における県の主要な施策の成果に関する説明書として県が作成をしております「県政の成果」と重複する部分を統合いたしまして、評価書のその施策を構成する事業一覧の中に「県政の成果」の一部を取り込みまして、この項目を追加するような形でもって、例年公表しております平成20年度の政策評価・施策評価に係る評価の結果と、それから県政の成果との統合版という形で作成をいたしまして、公表することにしております。

最後に、本日の審議の進め方についてご説明を申し上げます。

この後に、審議の①といたしまして、各分科会の審議結果につきまして、先ほど申し上げました資料の2に基づきまして、分科会ごとにご報告をいただくこととしております。

その後、審議の②では、各分科会の審議結果を踏まえまして、資料3の答申案の内容についてご審議をいただくこととなります。

先ほど「7月5日まで」と私発言いたしましたのが、正確には「7月15日まで」にその分科会を開催したということでございますので、ご訂正をさせていただきます。

以上でございます。

関田部会長 ありがとうございました。

審議経過、これまでの審議経過の中身、概要ですね、それと審議の進め方、今回の審議の進め方、予定、さらには評価書について、こちらの政策・施策評価の報告書とそれから県政の成果というのが非常に重複している内容になっていると。しかし、違う法令に基づいてつくられているので、それをある程度統合して作成すると、そういう方針で対応したいということなんですが、いかがでしょうか。何かご質問、ご意見ございましたら。よろしいでしょうか。では、このまま進めさせていただきます。

それでは、各分科会の方から審議結果のご報告をお願いいたします。

各分科会からコーディネーターの委員の方から、順番なんですけれども、5分程度でまずご報告をいただきたいと思えます。

資料は、お手元の資料2を中心に、「平成20年度政策評価部会 分科会審議結果報告書」なんですが、それをごらんになりながら、コーディネーターの方からご報告をお願いいたします。

一応、全部終わってご質問、ご意見もいいんですけども、忘れるかもしれませんので、①について、もし何かございましたら補足とかですね、分科会委員の補足であるとか、あるいはご質問があれば、①で伺って、あとは答申案のところでご審議いただけたらと思っています。

それでは、まず、産業第1分科会の審議結果につきまして、コーディネーターの小林委員からご報告をお願いいたします。

小林委員 小林でございます。産業第1分科会は、私、小林と成田委員の二人で担当いたしまして評価したところでございます。

評価の内容につきましては、このページ1から始まるところをごらんいただきたいと思います。

まず、政策1の「育成・誘致による県内製造業の集積促進」という政策でございますが、大変県民の意識調査結果では、66.4%、3分の2の方が重視しているという高い政策でございます。この政策に対して我々が評価した結果は、7段階判定では「5」でございます。その内容に関していろいろ勘案しましたところ、まず、大変大きなインパクトのある誘致企業があったということが非常に印象に残ってこれを引っ張っているとは思いますが、既にその企業立地も量から質の時代へ入っているのではなからうかという観点が一般的にあると思います。

そこで、県の目標指標というところを見ますと、まず製造品出荷額、これは全体に食品製造業等々、その統計調査の結果を待って評価するというのでは、既に政策を推進する上で遅いのではないかということをご指摘したいと思います。

二つ目に、企業立地件数ということをとらえて目標にされております。この評価によりますれば、件数は、目標50件に対して25件しかなかったと。じゃあ判定は「C」であると、こうなりますけれども、内容としては非常にビッグなものがあったのではないかと。こういうことは少し補完資料、目標等表していただいても結構なんでございますが、もう少し内容的に質を表す工夫が望まれるという指摘をしたいと思います。

それから、目標達成の度合いが、そのしようがない場合でも、「概ね順調」と評価されているように数値で判定できない場合、やはり補完的な資料が必要ではないかというように思っております。

次に、施策の方の1に関して若干触れます。

今申し上げたことと非常にかかわり深いんでございますが、これはものづくり製造、いわゆる「地域経済を力強くけん引するものづくり産業の振興」というテーマになっております。これが今申し上げたほぼ充足する言葉でございます。達成度が立地件数「C」であっても、それはちょっと「C」とは、もっと高い評価になっていいのではないかと。「C」というような結果が出るその目標の指標のとらえ方がですね、ちょっと考え直さなきゃいかんだろうということを思っております。

それから、施策2の「産学官の連携による高度技術産業の集積促進」でございますが、非常に多岐にわたるこれはテーマがありまして、わかりにくいと。県民からは、半数を超える方が注視しているけれど、39%の方が「わからん」と、こう答えている。これは大変大きな問題でございます。こういうことで、産学連携がいわゆる相談件数等によって評価されておりますけれども、それをもっと具体的にイメージわかりやすい、でき得るならば事業投資額等のような何らかの指標で、これを工夫していただきたいということをお願いしたいと思います。

3番目に、「豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興」でございますが、これは私どもの判定「6」でございます。大変食材みやぎというようなことも掲げて一生懸命PRに努めておられると。その成果がなかなかあらわれにくいところはあるだろうと思っておりますけれども、その政策として、

施策として遂行していることはよろしいことではないかというように考えております。ただし、ブランド化等における地域団体商標というようなものは、もう少し高いレベルのものをやっていただく必要があるのではないかとこのように考えております。

政策2の「観光、地域資産を活用した商業・サービス産業の強化」というテーマでございます。7段階の判定では「4」でございます。「概ね順調」ということではございますが、いわゆる観光資源等につきましては、この一過性に終わるのではなくて、定着化するということが大変重要なことで、そういう意味の評価がなされるべきであろうと、こういうぐあいに考えております。

内容につきまして、施策4の「高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興」ということではございますが、これは非常に商業・サービス業、多様なニーズに対して施策が限られておるといふ問題、それが結果として県民の期待とは離れてるんじゃないかという反省も必要じゃなかろうかと、こう思います。ここにおいても成果の量に関する評価は妥当であるが、質に関する評価が欲しいということではございます。特にコールセンターのようなものは、設置数もこれは1件は1件でございますが、雇用の確保の面では非常に有効でございますが、情報産業の振興というこのテーマからしてみると、必ずしも大きな重みではないだろうと。それから、こういう意味で同じ重みで評価はできないと、こういう考えを持っております。

それから、中心商店街の疲弊が非常に著しいと、このことに対する行政への積極的な対応が見られないというようなことがですね、あらかず指標が必ずしも適切じゃないのではないかと、こう思っております。

結果として、やはり情報産業とかに関しては、コールセンターとソフトウェアハウスというようなものは事業価値が相当違うのではないかと、このように考えております。

施策5の「地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現」という項目でございますが、判定結果は「5」でございます。施策の評価は概ね妥当だと思っておりますが、効率性について若干疑念が残っているということではございます。例えばTBSのラジオ番組を使って首都圏にいろいろPRしているというお話があったわけではございますが、今の時代、昼間ですね、何分間のラジオ放送で聴く人がどれだけいるのかと。こういうことをやはり時代に沿った形で評価する、また進めるというような姿勢をやっぱり表さなくちゃいけないんじゃないかと、いわゆる評価の指標のところでこれが表れてほしいということではございます。

以上のような判定で、私ども政策2・施策5に関する評価でございました。

関田部会長 ありがとうございました。

先ほどのご報告について何か補足とかご質問があれば、お一人ぐらいいいんですが。よろしいでしょうか。長谷川委員。

長谷川委員 今の判定のところ、一番最初ですね、育成・誘致云々のところで、7段階評価ですぐ「5」という評価されてますけれども、この「5」というの

は、県の自己評価に対する評価ということととってよろしいんですか。今の説明ですと、最初からその「5」という評価をしているということに受け取れるんですけども、そこら辺どちらなんでしょうか。

小林委員 私どもが全体を見て。

長谷川委員 県の自己評価と違った評価をしているということですね。はい、わかりました。

小林委員 それで、成田委員、よろしかったですね。

成田委員 評価の評価について。

小林委員 先に評価そのものをしてね、そして最後にそういう流れになったということです。そういう会議の中で我々評価したわけでございます。

関田部会長 前回もちょっとこう混乱しかけたところがあったんですけども、基本的には県の自己評価というのは、ビジョン型の体系に従って、定められた指標等を使って行われた結果が順調であったかどうかという自己評価なんですね。部会の委員の方々の評価というのは、その指標のあり方とか評価のあり方とか、そこまで含めて適切性かどうかということ判断しているわけですね。したがって、そこにギャップが発生した場合には、それが県のこれからの自己評価として、よりよい政策・施策を改善していくための情報として、我々が何らかの評価をするということに7段階評価を入れてるんですね。だから、一応適切性の委員の評価があって、その上で県の評価をされているということで一応対応させていただいておりますが、よろしいでしょうか。

長谷川委員 そうすると、今の場合ですと、こういう評価をしますと、私たちの方の評価とかなり違ってくるもんですからね。報告書とすれば、どこかでまとめてやらないと、それぞれがばらばらなこの7段階評価になるんじゃないでしょうか。

関田部会長 確認ですけれども、一応その委員の分科会の方で評価されて、それで県の評価を見られて判断されてるわけですね。それは同じですね。（「同じなんですね」の声あり）はい同じです。ちょっとだから少し混乱するような傾向ありますけれども、一足飛びに自己評価の評価をするというのはなかなか難しいので、まず委員の方々の評価があって、それで自己評価が適正であるかどうかという判断に至ると。だから、基本的にはあんまり違いはないはずなんですけれども、ちょっと考え方を整理していくということで、この前ちょっと議論があったところです。

小林委員 例えば一つのモデル申し上げます。
政策1の施策3の農林水産資源と結びついた食品製造業の振興というところ

ろですね。これは県の評価は「概ね順調」という評価だった。私どもはそうではなくて「6」だろうと。いわゆるもう少し努力してるよと、評価はいいよという評価をしているわけです。

長谷川委員 　実は説明されるときね、今のようなお話ですと、例えば7段階評価したときに、「5」というのがすぐ出てくるんじゃないかと、県では例えばこれが「概ね順調」だったんだけど、それに対して私たちは「5」と判定したということをお願いいただくとわかりやすかったですけれども、すぐ「5」と出てきたもんですからね、「ああそうですか、失礼しました」の声あり）小林委員の方でね、この全体評価をしたのかなと思ったもので。そんなことでわかりました。

関田部会長 　ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、産業第2分科会、大滝委員の方からご報告お願いいたします。

大滝委員 　産業第2分科会のコーディネートしました大滝です。この分科会は足立委員と二人で審議をいたしました。

対象になった審議は政策の3、4、5です。4ページのところに全体の結果を示してありますけれども、概ね「6」というところに政策・施策それぞれ2・4という形で入ってきてまして、県の行った評価については適切な部分が多かったと思います。これは今県が進めています富県共創戦略というものの中心的な部分がここに落ちてきていて、それなりの努力なり、それから注力をしていて、一定の成果がそこからきちんと上がってきているというのが、概ねの政策の3から5までの私たちが下した評価です。

その中で、政策の3、4ページのところにあります農林水産業の競争力については、少し厳しい評価をしています。特に次の5ページのところに「競争力ある農林水産業への転換」というのがあるんですけども、これは7段階評価で「3」という、「やや課題あり」という、そういう評価をしています。

この理由は、一つは、県の目標としては農林水産業の生産額が増大していくということを目指しているわけですが、実際にはこれは増大ではなくて、緩やかに低下しているという状況が長期的に続いていて、そこに対してどういう抜本的な新たな政策・施策をつくっていくのかということが必ずしも見えていないのにもかかわらず、県の側の評価は、「概ね順調に推移している」とか、それから「農業の構造は着実に変化している」というような評価をしているわけですが、ちょっと私たちが評価する視点から見ると、やや承服できない部分があるという、もう少し別な取り組みなり評価のあり方というのがあってもいいのではないかとということです。

実はこの政策3は、先ほど小林委員が紹介された第1分科会の政策1の施策3ですか、2ページの「豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興」というのとちょうど裏表の関係になっていまして、どちらにせよこの二つが結びつかないと、本当に政策・施策になっていかないということについて

ては、私たちもそこはよく理解しているつもりなんですけれども、少なくとも農林水産業の競争力の強化という点から見ると幾つか課題があるのではないかというのが私たちの評価です。

それから、その後の政策の4, 6ページの「アジアに開かれた広域経済圏の形成」ですとか、それからその次の8ページの政策5の「産業競争力の強化に向けた条件整備」といったようなことにつきましては、おおむね県の評価が適切だという、そういう評価を下しています。

それで、幾つか評価をしてみて気がついたことがありますので、そのことについて少しだけコメントしておきたいと思います。

一つは、特に、例えば11ページの政策5の施策の12というのがあるんですけれども、これは実は「宮城の飛躍を支える産業基盤の整備」と書いてあるんですけれども、実質的には空港とか港湾とか高速道路が産業基盤としてどのくらい意味を持っているかということの評価をするということを我々に求めているわけですね。しかし、これは本当にそういう私たちがこの分科会でやる評価にふさわしいものかどうかということについては、少し問題があるのではないかと思うんです。会の中でも公共事業の評価をされている委員と一緒にすると、例えば空港のようなものを考えるとき、単に空港の利用者が減った・増えたということだけで空港のインフラの整備がいいかどうかとか、それがインフラとして効果があるかということの評価をしまっていていいのだろうかというような、あるいは仙台港の貿易額が増えているということで港湾のインフラがいいというふうに言ってしまういいのだろうかという、そういういろんな深い問題があるというふうに思っています。少し、この後の継続の後のあれで、こういうインフラの面を産業分科会の中でだけ審議するというこの意味とか妥当性ということについては、少し委員の皆様方からもご意見いただきたいというふうに思います。

以上です。

関田部会長 ありがとうございました。

ただいまのご報告について、何かご質問とか補足とかありましたら。

大滝委員の方からご指摘のありましたこのインフラ整備について、大規模事業とのかかわり等、どういうふうな対応を今後すべきかというのは、今後の政策評価部会での議論になると思いますが、何かご意見がありましたら、ここでも簡単にお受けしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、引き続きまして、教育分科会の方から水原委員にご報告お願いいたします。

水原委員 ご報告いたします。

「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」ということで、施策が3件ですね。15番目の「着実な学力向上と希望する進路の実現」、それから16番目「豊かな心と健やかな体の育成」、17番目「児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり」という施策3件を抱えた政策ですが、これに対して「やや遅れている」というのが県の認識で、その認識に対して

は我々は適切である、妥当であるという意味で「6」をつけました。多分実態に対する評価は、昨年までのつけ方ですと、遅れてるんだから「3」ってつけてましたが、今回はその認識は正しいということで「6」というふうな仕方です。そういう意味で「やや遅れている」との厳しい自己認識は妥当であると。

多分宮城県の統計を見ますと、やはり家庭学習の時間が少ないということと、それから「授業がわかる」という児童生徒の割合が少ないという、この二つが課題ではないかというふうに読ませていただきました。それで、そのことに関して施策のさらに具体的な目標で、小学校ならば30分以上とか1時間以上とか勉強時間どのくらいしたかというふうなことで、家庭学習の時間を一つの課題に掲げて、そのような対策をとっている。当面そのような仕方です。これは妥当ではないかというふうに考えましたし、それが他県に比すると遅れているという認識で、そのとおりだなというふうに思っていて、「6」でございます。学校だけでできなくて、家庭や地域社会とも連携していかなきゃいけないということで、どうしても勉強時間を増やさなきゃいけないんですが、片方では、ご存じのように秋葉原の殺傷事件などもありましたので、学力さえ上げればいいのかという難しい問題がありますので、その点、地道な指導が必要だというふうなことをコメントしております。

それで、施策の15番目ですが、「着実な学力向上と希望する進路の実現」ということに関して、県の自己評価は「やや遅れている」ということで、その認識は妥当であるという意味で「6」をつけました。学力向上支援チームなどをつくって、かなり努力を始めているわけですが、義務教育系と高校側と何か余り一緒にやってないような感じに見えますので、できれば小・中・高連携して進めていただきたいなというところが一つ残ったポイントです。

それから、「豊かな心と健やかな体の育成」ということですが、これも「やや遅れている」というのが県の認識で、これに関しても概ね適切ではないかというふうな評価をいたしました。「中1ギャップ」というふうなことで小学校から中学校に入ったとたん学校に行かなくなるとか、いろんな問題が起きますが、それに関して前々年度から指摘してしまっていて、それに対する対策などをとられております。ただ、「みやぎアドベンチャー事業」の認知度が低いというところ、努力なさっているアドベンチャー事業の認知度が低いということが気になるところでして、工夫を要するところかなと。それから、普通学級に特別支援教育の対象と思われる児童生徒が入っていて、その不登校に対する対策、ここら辺が難しい段階にあるんだなというふうな認識しておりますが、現在そのまま継続して努力してほしいというふうな判断です。

それから、最後が「児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり」ということで、これは「概ね順調」という判断で、少し甘いかなというふうなこともありますので、評価は、その認識に対しては評価は「4」というふうにいたしました。学校評議員など外部評価を入れるということで、学校評議員自体は入っているんですが、外部評価の導入というふうに関して、この後も順調に進められそうだなというふうな見込みがあります。統計の仕

方などにちょっとばらつきがあって、学校評議員を数に入れるとか入れてないとかありますので、その点は問題でしたが、そのままやっていけば順調に進むだろうというふうに見ております。

そういうわけで、全体として、7段階のうちの評価「6」、つまり「やや遅れている」という認識に対して適切であるというふうにいたしました。

以上でございます。

関田部会長 よろしいでしょうか。先ほどのご報告について、何かご質問とか補足がありましたらお願いします。

きょうの新聞だったかな、きのうかな、文部科学省から不登校の情報が提供されてるんですが、宮城県の中学校かな、中学校は全国で5番目に発現率が多いと出てたんですけども、そういった内容についてのこの施策とのかかわりの議論というのはあったんでしょうか。（「すいません、最初の冒頭の方」の声あり）

文部科学省の不登校に関する調査報告がきのうかなんかに出されたと思うんですけども、宮城県は中学校でいうと発現率が全国で5番目ぐらいで非常に多いと。この施策では概ね適切な評価になってるんですが、その辺の議論はどうだったんでしょうか。

水原委員 宇田川委員， どうでしたかね， その辺ちょっと不登校に関して。

宇田川委員 きのおとおとといですか、文部科学省から不登校が全体的に増えているという発表があったんですけども、この分科会の中では、当然不登校の問題も、施策に対して質問が白熱しました。特に一番直接的な影響があるのは、やはり一つスクールカウンセラーの配置事業がどのぐらい進んでいるのかということで、宮城県の方はもう全校配置が完了しているということなんですけれども、これは全国的にも大体全校配置を文科省が進めているんで、それに宮城県も対応しているという状況なんですね。こちらから言ったのは、スクールカウンセラーの配置事業はいいんですけども、この事業が始まったのは、意外と若い卒業生が、若手が多いんですね。そのためにもう少し県としては、スクールカウンセラーの能力を高めるために、それなりの研修システムをつくってほしいと。その結果、不登校なりいじめという対策も、より何と言ったらいいかな、対応できる能力のあるスクールカウンセラーが育つ機会がつけられるという提案はいたしました。

それからもう一つは、スクールカウンセラーばかり議論するだけじゃなくて、基本的にスクールカウンセラー自身が慢性的な不登校の場合はほとんど対応できないんですね。といいますのは、学校に来ないために家に閉じこもっているわけですね、引きこもっているわけですから。そのためには、やはりそこをフォローするためには、やっぱり保護者と学校とのいかに連携をとるかということ、特に学校側が、不登校だと割合人数が多いんで、保護者の方もあんまり問題意識持ってないんですね。その問題意識を持つように、もう少し学校側がリーダーシップをとって不登校対策ということ、特に保護者にPRをするということ、これを教育委員会を中心に対応してもらいたいとい

う意見はその場では言いました。

水原委員　ちょっと評価に関してですが、県の認識は「やや遅れている」というふうな認識で、その認識は正しいという意味で高い評価をあげています。

関田部会長　スクールカウンセラーが不登校の学童に対してどのぐらいの件数の割合を担当しているかという、そういうデータなんかありましたですか。

宇田川委員　これはその点では聞かなかったですけども、スクールカウンセラーの1年間の報告書があるんですね。それはもう教育委員会が集計をして、スクールカウンセラーに相談に来た相談内容の件数を統計処理しているはずですよ。

関田部会長　恐らくスクールカウンセラーの制度のあり方を見直さないと難しいかもしれませんが、あとどなたか、よろしいでしょうか。じゃあ後で、答申のところでまた何かございましたらお願いいたします。

それでは、引き続きまして、福祉分科会、濃沼委員からご報告をお願いいたします。

濃沼委員　資料2のページをめくっていただいたところを見ていただきたい。福祉分科会の政策は一つで、施策を6つ評価しております。

先ほども水原委員の評価の仕方のご紹介ありましたが、私も県の自己評価に対する評価という判定を行いました。例えば18の「多様な就業機会や就業環境の創出」の「概ね順調」という自己評価に対して、その認識は妥当性を欠くという意味で「2」としました。一方、「安心できる地域医療の充実」については、自己評価の「やや遅れている」という認識は妥当ということで「4」です。そのつけ方は非常に難しい。「やや遅れている」ということに対する認識は正しいので、本来であれば「6」がついてもいいのかもしれない。しかし、そういう評価をしますと、施策自体が進んでいるようにも受け取れるので、非常に苦しいところなんです。「4」という評価です。自己評価は妥当であるけれども、施策の進捗状況については必ずしも進んでいないというものは「4」としました。ですから、委員によって評価のつけ方の認識に多少ずれがあるので、ばらつきが生じてる恐れがあるという印象を持っています。

具体的には、資料2の15ページから説明したいと思います。

時間の関係で評価がよくなかったものについてのご説明を簡単にしたいと思います。

評価がよくなかったのが16ページ施策18の「多様な就業機会や就業環境の創出」です。これは県民の重視度が非常に高いのに満足度が低くその乖離が非常に大きい。これは十分な施策が展開されていないことの一つの目安になろうかと思えます。なぜ目標が設定されているかお聞きしますと、合理的な根拠が示されませんでした。例えば本県で高卒者の就職内定率がなぜ低いのか、福島県に比べますと4ポイントの差がある。その原因が何なのかということの理由についても十分な説明がいただけませんでした。これは、

就業機会は、産業振興の面からも極めて重要と思います。それから、若者だけではなくて、女性や高齢者の就業についても非常に重要で必要な施策を展開をしていただきたいと思います。データの提示や施策についての十分な説明がなかった。データの十分な分析と、この事業に関する多様な施策をお願いしたいという意味で、「2」にしております。自己評価の「概ね順調」ということは、どうも受け入れがたい。

18ページ、「生涯を豊かに暮らすための健康づくり」が「3」になっております。ここはがん検診受診率が指標に設定されているのですが、データが一切ない、データがなしで自己評価を行った根拠が不明でした。データを出すような努力、新たに調査をやらなくても、国の調査等から出し得るものをなるべく使って、客観的なデータに基づいて自己評価を行っていただきたいというメッセージです。

19ページ、「高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり」、これも「3」の評価になっています。ここは、従来の老人クラブ活動事業が世の中の変化とともに衰退してきているということですが、施策としては依然これに依存するような形になっています。これ以外の活動をどう考えていくか十分考えられていないのではないかと思います。自己評価の「順調」はやや妥当性を欠くのではないかと思います。

それから、20ページ。「障害があっても安心して生活できる地域社会の実現」も「3」です。例えば高次脳機能障害は患者家族も大変苦しむことが多いと思われませんが、本県でその患者数など基本的なデータの把握がされていません。県としての対策を進めていく上で、基本的なデータを整えるところからやっていたかかないと困るわけです。従って「概ね順調」という自己評価は妥当性を欠くということで「3」になっています。評価の低かったところを中心に申し上げました。

以上です。

関田部会長 ありがとうございました。

ただいまのご報告について何かご意見等ございますでしょうか。大滝委員、どうぞ。

大滝委員 先ほど濃沼委員がコメントされた「多様な就業機会や就業環境の創出」という16ページの18番目の施策の話があって、これ実は私たちの産業第2分科会の中でもこれとすごく近い議論があって、具体的には9ページの施策の10というところをちょっとごらんになっていただけるといいと思うんですけども、「産業活動の基礎となる人材の育成・確保」という、要するに多様な就業機会を生み出すための教育とか育成とかっていう、そういう話なんです。これは目標との関係でいうと7段階判定の「6」という、適切だという評価をしてるんですけども、あえてそこにコメント加えてまして、上から3番目のコメントなんですけれども、目標の指標からいうと達成「A」なんですけれども、そこに書いてありますように、県の人材育成とか確保の水準は、目標はクリアしていても全国レベルで見れば決して高い水準ではないということがあるんですね。例えばというので、先ほどありました

高卒者の内定率とか雇用等々のところでかなり大きな男女間の格差があるとか、そういうようなものについて見ると、やっぱりいろんな問題があるということがあるので、この場合にはですから、「6」という数字はついてるんですけども、その中身についてはやっぱりきちんとこう議論をして、それからやっぱり可能であればそういうほかの分科会との間のつながりというのがいろんな形で出てくるので、そういう議論をもうちょっと本当はやった方がいいのかなという感じがします。たまたま今、私たちがやったところと非常に結びついていたのでコメントしました。

関田部会長 何かございますか。

濃沼委員 今年の評価の仕方は難しい。

関田部会長 基本的に言うのですね、「順調」とか「概ね順調」と言っているのは、先ほども言ったように、県のビジョン型の指標体系に基づいて、それを達成目標を決めて、どの程度順調かというのが県の評価の方法なんですね。我々はそれに縛られずに、そもそもの評価体系に問題がある、結構あるので、その指摘も含めて、またそのほかの指標値の評価の理解の、解釈のその違いも含めて、我々も評価をして、そしてそれが県の自己評価とどのぐらい違うかということをつけているわけですね。だから、達成度とか指標の数値は、第三者の委員の方で評価しているわけで、「概ね順調」といっても、いやかなり遅れているというレベルのもんじゃないかというふうになればかなり悪くなるわけですね。

先ほどの人材のことについては、多分福祉分科会は医療福祉の分野の人材を中心に考えていると思うんですよ。だからその辺が全体の産業との人材とはちょっと違うと思うんですね。医療福祉分野ではかなりひどい状況になっていまして、その辺がこれに出てるんじゃないかと思います。

ほかに、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

水原委員 ちょっと評価の仕方で濃沼委員の最初におっしゃっていたことがちょっと腑に落ちないんですけども、県の認識と実態との兼ね合いで「4」にしましたっていう言い方がありましたが、つまりうまくいっているかのように誤解されると困るので「4」にしましたっていう。つまりつけ方に関して、県の評価の認識は適切か適切でないかという判断をするのが我々の役目だというふうに理解しましたが、そうじゃなくて、我々の行政の実態評価のポイントも平均しなきゃいけないんだということならば、それは別な意味になってくるんで。

関田部会長 実態評価は別にですね、一応今回の評価の中に入れてるんですけども、それはちょっと今回出してないんですね。（「出してないんでしょう」の声あり）うん、それを前提に（「だからこの点数に反映しちゃいけないんでしょう」の声あり）前提に、自己評価がどの程度妥当性を持っているかと、そういう判定です。

だから、いろんな指標の数値データなんかを見て、県の自己評価がかなり甘いんじゃないかという場合には評価が下がっていくと。（「そうです」の声あり）そういうことで、余り言ってることは違いはないんじゃないかと。

水原委員　　いえいえ違います。はっきり違いました、今。いや違いましたよ。このまま「やや遅れている」という認識は正しいんだけど、それで、だから正しいって「6」をつけると、何か行政の実態がうまくいってるかに誤解されるかもしれないから「4」につけたという言い方をなされたので、多分皆さん、今まで僕はそういう認識でやってきました、私たちも。だからその気持ちはすごくよくわかるんですよ。ただ、そこんところ修正しなきゃいけないというのが第1回目での議論の合意事項だったはずなんで、そこを確認して、実態が1ならば、その1に対する認識が正しいならば「7」をつけるという、そのこのところの合意ですよ。

関田部会長　　いや、だから、順調であるとか例えば言った場合に、そういう指標体系、県の指標体系ではそうかもしれないけれども、しかし実態のほかの指標値とか、あるいは評価体系の問題性を考えるとそうではないということになると、当然悪くなると。そういう話だと。

水原委員　　ですから認識の違いであって、実態そのものじゃないということですか。

関田部会長　　いや、実態も含めて県の自己評価の妥当性を7段階で評価してるんですね。

水原委員　　おっしゃっている意味が、半分はわかるんですけども、そのこのところを。だからそういう意味で、実態と云々半分して足して割ってこのぐらいの方が県民の印象は妥当じゃないかというふうな判断をしたらいいのかですね。そういう妥当な判断をするのか。

関田部会長　　いや、そういうことじゃないですよ。そういうようなことで、県は県でそのビジョン型の評価体系、評価指標体系に基づいて、それでそれぞれの指標値を定めて、目標値を定めて、その範囲の中で順調であるとか遅れているとかいう、そういう判断をやってるわけですね。ところが、我々はその評価のモニターとなる指標体系なり評価の考え方自体、あるいはその数値の解釈の仕方が適正であるかという範囲まで含めて適切であるかどうかという議論をしてるんですね。

水原委員　　それでもビジョン体系を前提にしなかったら、また違った評価になるんじゃないですか。

関田部会長　　いや、だから、そのビジョン体系を前提にしてやっているのが県の自己評価です。

水原委員　　評価する側は、もうそのことを前提に評価しなかったらおかしくなるんじ

やないですか。

関田部会長 いや、だから、それが適正であると、妥当であるという評価体系であれば問題なくて、全く同じ土俵で議論できるんですが、そうでなくて、かなり問題があったわけですよ、今回の、ビジョン型の、最初なんですけれども。総合評価体系の中でも問題がありました、指標がないとか足りないとか。その部分の欠落した部分を我々が補完するという評価をするわけです。言うならば、政策・施策評価の品質管理をやっぴり第三者の方がやらないと、もともとの測定するスケール自体が間違っていたり不足していると、その自己評価自体の意味が余りないわけですね。だから、県は県で「概ね順調」とか、それはそうでしょうと、その指標体系から言うとそうでしょうと。だけど、実態はその評価体系にかなり問題の部分があったり指標値の解釈が違うということであれば、第三者評価としてはそうじゃないという、7段階でいうと「3」とか「2」をつけてもいいと、こういうことじゃないかと思うんですね。言っていることは、何か僕から見ると何かほとんど変わらないんじゃないかと思うんですけれども、違いますかね。

水原委員 うん、大分違うんじゃないかなと思いますね。

関田部会長 先生の分科会はそういうつけ方してないんですか。

水原委員 県の認識が妥当かどうかということですね。（「それだけです」の声あり）

関田部会長 いや、だから、認識が妥当かという、そういうことなんですよ。だけど、その認識が妥当かというときにですね、いわゆるその評価体系の県が定められたビジョン型の中での認識と我々が言ってるのは違う。

水原委員 県の基本ポリシーに対して云々ということはここはできないんで、それはそういう方向を目指すならば目指す。目指すことを前提に行政評価しましょうということであって、それは基本方向に関しては選挙で承認されているんだから、そういうことやってくださいということしかないんで。

関田部会長 いや、だから、自己評価の意味がですね、ビジョン型の決められた中での枠組みをその評価するというのが県の立場ですよ。僕らはそうじゃないと。

水原委員 そうじゃないと、それどうして。それじゃあ別な仕方したら全然違った評価になっちゃうじゃないですか。

関田部会長 いやいや、そうではなくて、県の評価体系そのものも妥当であるかどうかということも我々はやっているわけですよ。総合評価のときにはそれをやりました。指標が欠落している、あるいはないにもかかわらず自己評価が行われていることがあるわけですね。それそのものも評価するということになる

と、例えば県の立場からすると指標がないわけだから、ある範囲でしか評価できないわけですね。それが順調であるかどうかというのをやったって、同じ基盤に立ってやっているわけでは意味がないわけです。だから我々の立場ってというのは、その評価体系そのもの、指標の妥当性そのものも含めて、そのまま評価すると。ちょっと後で最後に議論していただきます。

それでは、引き続きまして、教育・福祉分科会（共催）の分科会でございますが、濃沼委員からお願いいたします。

濃沼委員 資料2の22ページを見ていただきます。政策・施策とも「概ね順調」という自己評価に対して、これが妥当性を欠くということで「2」の評価になっています。水原委員とともに審査をいたしました。

「子どもを生き育てやすい環境づくり」、これは少子高齢化にあって非常に重要な施策で、県民の重視度は90%です。満足度との乖離は施策の進捗状況の評価の一つとも考えられます。

数日前に与党のプロジェクトチームが文部科学省の子育てに関する事業で子どもの体力向上や子どもの食育推進などは不要と評価しています。

本県でも、13の「次世代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり」で検討すべき施策があると思います。直近の合計特殊出生率は全国的に上昇し、本県もやや上昇していますが、もともと全国より低く上昇の比率も全国より低い。それがどうしてなのか、都会と農村と違うのか、そういうことがほとんど分析されてないように見受けられます。これから政策を立てていく上でデータに基づいた施策を展開していく必要があります。自己評価の「概ね順調」は妥当とは言えません。

また、待機児童がなぜ多いのか、特に女性が安心して働ける職場に関してどういったことをしたらいいかについても十分な検討がされてないように見受けられました。

施策の14「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」。24ページにあります。 「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動はわかりやすいキャッチフレーズです。「あさごはん」に焦点が当てられていますが、欠食、朝食を食べてこない子どもに対してどうするかについては必ずしも十分な対策がとられていない。家庭・地域・学校の協働によるということなので、特産物の学校への提供など地域での支援などでいろいろなアイデアがあるのではないかとということが議論になりました。

一方、「はやね・はやおき」に関しては、ほとんど何も対策が立てられていない。分析に基づいた施策展開になっていないので「概ね順調」という自己評価は妥当でないという結論になりました。したがって、これらを一貫した政策部会の評価も「概ね順調」というのは妥当性を欠くということになります。以上です。

関田部会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告について、何かご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、環境分科会の方から長谷川委員、ご報告お願

いたします。

長谷川委員 環境分科会の報告が25ページからございますので、ごらんいただきたいと思えます。環境分科会では、全体的な話の前に少し我々が考慮した点を最初お話ししてから進めたいと思えます。一つは、今年から出てきた目標指標とか、その目標値の設定というのはかなり問題があつて、それを考慮するとかなり評価が下がってしまうところがあつたものですから、今年から出てきたということで、ある程度考慮して、それほど厳しい評価はしないということにしました。

それからもう一つは、環境分科会は、特に目標達成のためには、県だけではなくて、実は市町村とか企業あるいは県民の協力のもとでやっていくわけでありまして、県の指導の限界値ってかなりあるわけですね。そこら辺を考えると、その達成がいいとか悪いとかってというのは一概には、県の指導がいかどうかってということにもつながりますので、ある程度そのことを考慮して判断していきました。

それから、3番目なんですけれども、意識調査でいきますと、どうも「わからない」という回答がかなり多くて30%以上が結構出てくるんですね。それをよく見てますと、県はことしこんな取り組みを主にしてきたということで、それに対して重視度はあるんでしょうけれども、それに対してじゃあ満足してますかって言われたときに、環境の場合ですと、自分の近くであればわかるんですけれども、自分と余り関係のないところで行われてることが結構多いと。例えば外国人のその学級をやっているんだけれどもどうでしょうかって言われても、自分の近くになかったら評価しようがないんですね。そうするとどうしてもわからないってのが出てきますので、そういう点で「わからない」というのが、じゃあ本当に県の行政指導とかね、それによって減るかということにもつながりませんので、今回はそれは余り考慮しないで評価したということです。

それから4番目は、特に環境分野になりますと、先ほどの協力というのが、地方自治体、市町村とか企業とか、そして個人に対して、その費用を県が支出してやっているケースが結構あるんですね。ところが全体的に、県の自己評価の中で見ますと、その費用を出しました、こういうイベントを開催しましたってことは出るんですけれども、その具体的な評価というか、それがどういうふうに効果が上がったとかですね、それについて余り出てないものですから、そこら辺は今後の課題ということでいかないと、ただ回数をふやしたとかということでは行政の仕事というのが県民にとってよくわからないことがふえるんじゃないかと思ひました。そういうことがあるんですけれども、余りそこを議論しますと評価がいろいろと違ってきますので、ある程度考えて、あとは県の自己評価について私たちがいろいろと評価したということでございます。

最初の点が実は新しいことなんですけれども、10番目ですね、「だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり」ということでございます。このことはどっちかという、ここに出てきているようなことで、学生・児童たちがスクールサポーター制度とか警察安全相談員とか薬物乱用防

止というようなことでいろんな問題がありますので、そこについていろいろとやっているようでございます。実はこういうところで問題なのは、講師の方々の小中学校に行きまして、その講義を、話をするんですけども、それは何かしたということだけではどうも生徒に対して十分行き渡らない。県の方でも評価しておりますけれども、実際にはもっと先生たちが生徒を指導するような形にもっていきたいということでもあります。その課題はあるんですけども、具体的なものがないものですから、県は「概ね順調」ということですが、7段階では「5」ということでしました。

あとは、「安全で安心なまちづくり」ですね。先ほどのような評価の中でいきますと、私たちからしますと、その中でいくと具体的なものが少し欠けてるのかなということ。県では「各小中学校で継続して実施していくためには、現場の教師の日常における指導教育が望まれる」ということで、これはそれなりに評価されますけれども、じゃあどうするかって具体的なものが欠けているものですから、もう少しそういった議論をしっかりとやっていただければということ、これも同じような「5」という判定でございます。

それから、次の26番目のところでは「外国人も活躍できる地域づくり」ということでございます。これは、宮城県にはかなりの外国人が来ておまして、それぞれの大体これはこの間データいただいたんですけども、宮城県で1万6,000人ぐらいいるんですね。ですけども、じゃあこの中でどういう人をターゲットに活躍できる地域づくりなのかってということが問題ではないでしょうか。実はかなりの多くの人たちってというのは家族で、結婚して来たとか、それから永住している人ですね。そういう人たちが地域社会となじまないというのが結構多いと思うんです。そのために日本語の教室をつくったりしているわけですね。そこら辺を市町村に頼んでいるようなんですけども、市町村においてはかなり温度差がありまして十分な教育ができてないようなんですね。ですから、そういう点では市町村だけではなくて、県が関与したもう少し広域的なものを含めた教育をしていただければということでございます。

それから、そのほかには留学生とか研究者がおりますけれども、こういう人たちはかなりその職場の中で活躍してますから、そういう点では国際交流的なものということで県は具体的なことをやっておりますので、それは非常に結構なんです。永住的な人たちの家族にもう少し十分な支援も必要だろうということで、県は「概ね順調」ということに対して「5」という判定でございます。

それから、次が11番目の「経済・社会の持続的発展と環境保全の両立」ということでございます。これは特に温暖化のためのCO₂排出について出てきております。これはと言うと、県でやっていることについては大体それなりの評価があるだろうということで、県は「概ね順調」ということですので、それは妥当だろうということで「6」に判定しました。ただ問題なのは、ここの中で県でも評価してるんですけども、自己評価の中でですね。民生と家庭でのCO₂排出ってなかなか減らないんですね。特に車からのCO₂排出、それから各家庭からのCO₂の排出というのが削減しておりません。これは今後県では会議を立ち上げていくということですが、会議を立

ち上げてもそれほどそういう何か出てくることを期待するのではなく、県がもっと積極的に政策を進めるということも必要だろうということで、甘いかもしれませんが、「6」という評価をしています。

それから、その中の施策でありますけれども、27番目では「環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献」ということでございまして、これは県では温室効果ガスの排出削減ということで、いろいろな電気を消したりということでもかなり積極的に進んでおりますけれども、先ほどお話ししましたように、そのほかの部門、特に民生部門なんかでのCO₂削減がまだ足りないということですが、それなりに県も評価しているものですから、評価とすれば「6」でいいんじゃないかということでございます。

次の28番ですけれども、「廃棄物等の3Rと適正処理の推進」ということでございます。県の方では実は、目標指標が四つの項目ですべて目標値をクリアしたので、一応「順調」というような判断をされてるんですけども、実際に目標をクリアするのは市町村とか企業の方なんです。ですから、そういう点で余りこれを「順調」という評価をするのは、問題があるだろうということでもあります。特に費用をかけて、それがどういうふうにもその効果が上がったかということについても十分な解析することが必要ではないかということで、一応県の「順調」に対して、少し問題だということ「5」ということの判定をいたしました。

問題なのは次の12番目の政策で、「豊かな自然環境、生活環境の保全」であります。これはその中の施策が一つしかございませんので、一緒に評価しました。それは豊かな自然環境と生活環境の保全なんですけれども、ここで問題になりますのは、実は県で出しております先ほどの目標指数でいきますと、松島湾の中の水質が三つとも「C」という判定なんです。伊豆沼も「B」ということで評価が非常に悪いにもかかわらず、県としては評価として「概ね順調」ということですので、問題だろうと。そのほかに特に問題になったのは、一番最初のところで、県の目標指標の中で、実は、豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合ということで、県の中でどの程度自然公園とかそういうものがあるかということで出てきてるんですけども、これが最初からかなり広い面積で自然公園が決まってるんです。それはいつも同じなものですから、増えてもせいぜい10とか20ヘクタールしかふえてない。ところが全体的にその基準を守れてるものですから、これは非常にいいということで「A」の評価しています。いろいろと聞いてみたら、県の方が「そういう面積減ってないから」ということをちょっとおっしゃったものですから、そういうことではなくて、もう少し県の中で自然環境増えるようなことで、全体の中でではなくて、新しく自然環境を増やしたのであれば、それを一つの評価にするとかということで、もう少し県民がわかるような評価をしてほしいということで、県の評価に対してかなり厳しいというか、「3」という評価にしておきました。

ほかにもありますけれども、時間の関係でそういうことでございます。

関田部会長 ありがとうございます。ただいまのご報告について、何かご意見がござ

いましたらお願いします。よろしいでしょうか。じゃあまた後で何かございましたらお願いします。

社会資本分科会の林委員からご報告をお願いいたします。

林 委 員　それでは、私の方から社会資本分科会の審議結果について報告をしたいと思えます。

審議の方は私と安藤委員の二人で行いました。評価の対象は政策が3政策、施策が5施策ということでございます。

それで、この評価「6」というのが、ちょっと開いていただきますと、39ページですね、14番「大規模災害による被害を最小限にする県土づくり」ということについての政策と、それにつながる施策の三つ、これを「6」としております。県の評価の方は、それぞれ政策・施策とも「概ね順調」ということでございます。この「概ね順調」という内容につきまして、かなり力を入れていろいろなことを今回もやってきているということも踏まえ、かつ今後の事業構成等の見直しもさらにやりたいというようなことを言っているということで、かなり政策また施策の体系、それから進め方については妥当だろうということで、「適切」というランクにしております。

それから、次の評価「4」のところがございます。これは下に同じページ（34ページ）にございますが、「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」ということであります。これにつきましては、1政策1施策という対応でございまして、同じ「概ね適切」ということでございます。これも県の方の評価は「概ね順調」ということで、私どももその内容については、このような「概ね適切」ということで判断したということです。

これについて説明しますと、地域生活の充実ということについては、非常によく施策体系もきちっとしてありますし、それからそれぞれの事業、それから目標の立て方、それから進捗状況ということを「順調」だと、「概ね順調」ということは理解できるんですけども、コンパクトで機能的なまちづくりというところが非常に引っかかるということで、つまり非常に宮城県の県土をこれからどういうビジョンでもってって、その中で人々がどういう暮らしをしていくのか、まちづくりをしていくのかといったところが、指標等もそういうものが扱われていない、コンパクトだということが非常に欠けているということで、これについては概ねの方向はいいんですけども、もう少しコンパクトで機能的なまちづくりというものをちゃんと見据えた中でビジョンとそれを評価する指標を充実していったらいいんじゃないかということで、そういう意味でこの「4」という評価になったということでございます。

それから、次に、ちょっと厳しい見方をしたのが37ページでございます。「住民参加型の社会資本整備や良好な景観の形成」ということでございます。これは当日、けんけんがくがくの議論になりました。つまりこの目的を問うわけではないんですけども、やはり目標がどういうことなのかということが、何か二つのフレーズがただ並んだようなもので、という感じがしました。つまり社会資本整備と良好な景観形成とどういうところがつながってくるのかというところの設定がどうも見えないと、その下で事業を一生懸命やっているとってなかなか評価しにくいという問題がございました。

その中で37ページの真ん中辺ですかね、「住民参加型の社会資本整備」や、四つの丸ポチでございます、「良好な景観の構成」という目標自体はいいんだけど、その中でやられているその自己評価の根拠については、社会資本の美化・清掃等の自助団体数であって、その社会資本合意形成だとか良好な景観形成、ほとんど無関係であるというような、少し辛口の評価になっております。そういうことで、政策自体の目標はいいんだけど、その中の構成している指標、見方、それから次の30にございます施策の事業の内容ということについては、もう一度見直した方がいいんじゃないかというぐらいのレベルではないだろうか。

当日、この点につき聞きましたら、どうも政策は県の政策課から出てきて、施策の方は担当課からこう出てきていると。要は政策から施策におりていったんじゃないくて、それぞれ各部で持っているのを政策の方に集めたという構造なんで、政策と施策の連続性というのがどうもうまくいっていないという印象を受けましたということでございます。

それで、37ページにございますように、施策の方も活かしたようなんですけれども、38ページでございます。今言ったような事業の構成、それからその先ほども申した社会資本の合意形成だとか、もっと言うと、美しい宮城をどうつくっていくかといったようなことについての触れ方がほとんどないということございまして、今回はもう一度この目的とそれから事業構成というものを再検討してほしいと。ですからある意味で、今回与えられている任務をちょっと出ちゃっているのかもしれないけれども、そういうことの整理をしたということでもあります。

39ページです。これは今一番ホットな話題の大規模な災害に対して、どうやって最小な被害での県土づくりをやるかと。これは6月にも地震がございまして、かなりそれぞれの担当課の方でいろんな苦勞をされているという状況の中で、この分科会を開いたということでもあります。39ページにございます。昨年までもこのテーマはあったんですけれども、この体系の内容、それから事業のそれぞれの進捗のバランス、大分よくなってきたということで、「概ね順調」という評価に対して、高い「6」という評価をつけております。

以下それぞれ、施策31がいわゆる地震対策ということで、公共施設の耐震化だとか情報ネットワークの整備、それから41ページの施策32が洪水、土砂災害、施策33が42ページですね、施策33が地域ぐるみの防災体制ということなんですけど、昨年度までこの中で、最後の地域ぐるみの防災体制を非常に評価を低くつけてたんです。これにつきましては42ページにございますように、かなり施策の幅が、また事業の幅が非常に広がってきていると。今までは防災訓練など、そういうことを中心に見てたんですけれども、その中の防災情報ネットワークだとか災害時の要援護者の避難体制だとか、それから企業に対するいろんな防災の取り組み、そういうものが始まって、それぞれをやってきていると、こなしてきているということについては、「概ね順調」という中でもかなり頑張ってきているということでございます。そういうことで、これについても「6」という評価をしました。

以上でございます。

関田部会長 ありがとうございました。
 ただいまのご報告について、何かご質問等ございますでしょうか。はい、
どうぞ、水原委員。

水原委員 今のお話を聞いて、なるほどなと私思わせられました。要するにビジョン
型なんだから、そのビジョンの目的に向けて事業がちゃんと向かっているか
どうかということの評価するんだということだっていうふうに理解しまして、
先ほどの関田部会長に対する反論の証拠として挙げてみたいなものなんで
すけれどもね。そういうふうに評価したらいいんだというふうなことで、なる
ほどなと。

関田部会長 要するにビジョン型というのはビジョンをいかに効率的に達成するかとい
うのが今回の評価の目標なんです。だから、ビジョンを達成する評価体系
になっているかということまで含めてやらないとビジョンの達成にならない
わけです。したがって、県と同じスタンスでやっているとビジョンの評価に
ならない危険性があるので、我々はそれを取り囲む全体的な枠組みをつかま
うと。ただ、そここのところに少しこう幅がありますので、それはこれから調
整することが大事だと思います。

 じゃあ、きょうの議題は、分科会のご報告と、それを答申案にまとめる
ということでございますので、答申案のことについてご審議をお願いいたしま
す。

 答申案の総論の方をちょっとごらんいただきたいと思いますが、ⅠからⅢ
のところでございますね。

 資料3でございます。

 1 ページ目に答申に当たっての部会長のあいさつというのが出ています。
これは総合評価型と同じような形のあいさつでございます。

 2 ページ、審議内容の方法について、宮城の将来ビジョンの14政策33
施策について県が行った政策評価・施策評価について、評価原案である基本
票をもとにいたしまして、各分科会の調査審議があったということを記載し
ています。

 3・4 ページは、分科会の審議経過になっています。

 5 ページでございますが、Ⅲの調査審議の結果でございます。7段階の判
定結果を表にあらわしています。政策評価では14政策のうち6判定が幾つ
とか、そういったたぐいの記載がございます。あと、各政策評価・施策評価
の審議結果一覧については、政策・施策の順番に直しまして7・8 ページに
掲載しています。分科会報告ではいろいろこう政策・施策の順番と異なりま
すので、もともとの政策・施策の順番に直させていただいています。

 次に、全体的事項として、5 ページの方に書いていますが、全体的事項と
して、審議いただいた分科会ごとの意見から全体的な意見を取りまとめてお
ります。そして各分科会の個別のご報告については、9 ページ以降に掲載と
いう形でございます。

 それでは、まず、答申案のⅠからⅢの部分ですね。これは従来の総合型と

ビジョン型でそんなには差がないと思うんですが、これについてご審議をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。まず順番は、答申に当たってのあいさつ文と、目的あいさつ文ですね、それと調査審議の方法、そして3点目は結果の概要でございますね。これについてはいかがでしょうか。大体ご審議で出たものをまとめたものでございますけれども、よろしいでしょうか。それでは、一応こういう対応で原案の同意とさせていただきたいと思えます。

それから、各分科会のいろんなご評価について先ほどいろいろご意見があったんですけれども、基本的にはビジョン型の政策・施策をいかに効率よく達成するかということについて評価をやっているわけで、それが県の自己評価であり、また部会の第三者評価なんです。だから、ビジョン型の政策・施策がいかにうまく達成されているかということをやうまく評価するようなあり方についても一応評価しているという形に実際はなっていると。ただ、これにちょっと幅が少しあったような感じしますので、次回以降の政策評価部会において、その幅をできるだけ縮めるような対応のあり方とかマニュアルの作成とか、そういうことについて議論をさせていただきたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

安藤委員 先ほどから何度も出ている話ですけれども、要は我々も絶対評価をつけているわけですね。絶対評価をつけた上で県の方の出してきた自己評価に対する相対評価をしているということなんですけれども、ただ、相対評価の場合、例えばこういうのはほとんどないと思えますけれども、県の方が「遅れている」と評価しているのに分科会が「十分である」という評価をした場合、これ「課題あり」になる可能性があるわけですね。だからその「課題あり」といったときに、プラス側に課題ありなのかマイナス側に課題ありなのか、よくわからないということがありますので、本当はやっぱり自己評価と絶対評価を並べて、それを見てプラス側かマイナス側かを判断するという格好の方がわかりやすいと思うんですが、いかがでしょうか。

関田部会長 ありがとうございます。これについては、実際に絶対評価もしていただいたんで一応載せようと思ったんですが、絶対評価が回答されなかったところがちょっとあったり、調整されなかったところが実はございまして、今回はそういうこともあったので一応中に入れていません。従来どおりの方式で一応やったということなんですけれども、補足、県の方から何かございますか。

行政評価室長 今、部会長のお話あったように、県の方で諮問している内容的なものが、県で自己評価したものに対して、その妥当性を判断していただく、それに関するあと意見を付していただくということでお願いしておりますので、従来どおりの形でということで今回はお願いしたい。

それから、もう1点、今、安藤委員さんおっしゃったこと、そのとおりなんですけれども、そういう委員さんたちの中でご議論をいただいて、県のその妥当性という意味でなくて、県のやっている取り組みなり事業なりに対する評価というのをどのような形で外にあらわしていくかという部分に

については、若干今、部会長さんの方からお話ありましたように、各委員さんの考え方をきっちりとした形である程度基準的なものといえますか、その辺のところを把握した上で検討していくということで、今回につきましては従来どおりの形をお願いをしたいと、このように思っております。問題意識は持っております。

関田部会長 一応安藤委員の指摘された危惧は実際あるんですが、今までの評価を見ても、そういう事例というのはありませんね。実際は、中のコメントを見ていただくとその内容が非常によくわかりますので、その解釈の理解についてはコメントをじっくり見ていただければと思います。はい、どうぞ。

水原委員 行政の実態評価に関する評価の問題というのをずっと考えてたんですが、やっぱり出せない。出せないといえますのは、つまり事実をきちんと調査しないで、結局その評価の評価を読んで評価するということならば、やっぱり評価の評価のレベルで評価しましたという意見でした方がすっきりするかな。一応実態はきつこうであるに違いないというふうにして点数はつけてますけれども、本当に公にするならば、もうちょっときちっと一つ一つの事実について確認すべきことがもっとありそうな気がするんで、まあこの程度でいいかなと私、最終的にはそう思いました。

関田部会長 分科会では、県のその出されている資料だけの情報でなくて、ほかにも委員の方からいろんな情報提供を求めているはずなんですね。だからそれは実態エビデンスとしてのデータを我々は把握して、県はそういうデータでもって評価してないわけですから、我々が実態データに基づいてもっと深く議論している可能性もあるんです。だから、これについては、ちょっといろいろご議論があったので、次回以降の部会で、もっときちっとその精度を高めていきたいと思っています。どうぞ。

安藤委員 やっぱり調査審議の結果のところ、ここでやっている判定というのはあくまで県の自己評価に対する判定であって、プラス側もあればマイナス側もあるんだという、それ自身の評価ではないんだということをちょっともう少し明記、具体的に明記していただいた方が、数字が一人歩きしなくて済むと思う。

関田部会長 わかりました。全体的のところ、一応そういう文面を入れさせていただくということでよろしいでしょうか。だから、ひょっとするとこれよりももっと厳しい実際は評価になっている可能性もあるんですね。それはもう少し詰めなきゃいけないです。

それでは、案をこちらの方でちょっと作らせていただいて、各委員にお送りします。それで対応させていただきます。

ありがとうございました。答申案につきましては、本日の審議を踏まえまして取りまとめますけれども、一応先ほどのご意見を入れた形での案をお作りいたしまして、委員の皆様にお送りさせていただきます。あと、調整は部

会長に一任させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

8月中旬に答申をいたしますが、答申全体に関しまして、言い回しとか語句の修正、こういう細かいことについても一任させていただいてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）はい、お願いいたします。

もう1点、皆様のご了解なんですけど、実際の答申を村井知事に行います。この方法につきましては、これまでどおり部会を代表して私、あるいは私の都合がつかない場合には副部会長の長谷川委員から手渡すということにしたいと思うんですけど、そういうことでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）はい、ありがとうございます。それでは、そのような形で答申案を作成させていただきます。

その他、予定していた議題は以上なんですけれども、何かほかにございましたらお願いいたします。はい、どうぞ、濃沼委員。

濃沼委員

これまでの総合計画の評価における評価の仕方と新しいビジョンの評価の仕方とで大きな変化があったと思いますが、4段階の評価と7段階の評価は総合計画の方式が踏襲されています。自己評価は4段階、第三者評価は7段階というのもわかりにくい。県の評価に対しては妥当か妥当でないかの1と2しかない。それを7段階に細分化せざるを得ない。そこで施策の進行状況等も考慮せざるを得なくなる。そこがあいまいなので、このビジョン型に見合う自己評価は4段階でよいが、また県の自己評価に対する評価の仕方は7段階でよいのかどうかですね。例えば県の絶対評価と第三者の絶対評価が2段階下がる場合には1とか7がつくなどのルールをつくれればわかりやすくなりますけれども、1と7はよほどのことがないとならない。ビジョン型にふさわしい評価のあり方を検討する必要があるのではないかと思います。きょうの意見をお聞きしていても、中身のばらつきよりは評価の仕方のばらつきがかなりあるという印象を持ちました。今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

関田部会長

ありがとうございます。

そもそもは3段階評価を総合評価体系でやってまして、3段階というのは非常につけにくいということで、5段階、7段階にしようという議論から7段階になったんですが、これは改善改善というふうに行ってくと、恐らく部会と県のその自己評価が恐らく一体化して一致して7になる可能性もないわけではないんですけども、その辺のご議論が、初めてのビジョン型の評価体系の審議、評価結果だったので、いろいろと多少ニュアンスとか考え方の差があったというように思いますので、次回以降の部会の方ではきちっとこの議論をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。それでは、一応これで部会を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

司 会

以上をもちまして、平成20年度第2回宮城県行政評価委員会政策評価部

会を終了いたします。

本日はまことにありがとうございました。

宮城県行政評価委員会政策評価部会

議事録署名人 水原 克敏

議事録署名人 長谷川 信夫